

## 新年のご挨拶

# 弁護士制度150年の年から 東京弁護士会創立150年に向けて

東京弁護士会会长 鈴木 善和



新年おめでとうございます。短かった秋を経て私ども役員一同にとりましては任期の4分の3を終えて残り3か月となりました。これも会員皆様からの励ましのお陰です。時折、お身体に気を付けてとの温かい言葉をお掛けいただきこともこころなしか増えてまいりました。この場をお借りしまして、改めて厚く御礼申し上げます。

昨年は戦後80年の重みを私も感じました。「8月15日を迎えての会長談話」に加えて、「80回目の終戦の日を迎えて民間戦災者に対する援護法の制定を求める会長声明」を出させていただきました。同声明が求めた昨年中の援護法の成立は実現していませんが、世田谷区において同趣旨の条例として成立しましたことは大きな一歩であったと思います。引き続きこの問題には粘り強く取り組んでまいります。

変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。

さて、今年2026年（令和8年）は弁護士制度150年目を迎えます。2030年（令和12年）には当会がいよいよ創立150年を迎えます。

これは私の癖のようなもので申し訳ありませんが、何かを展望する際に、「川を上れ、海を渡れ」という言葉が頭を横切ってまいります。そこで、新春でもありますので、普段触れられない話題としまして、少々この2つの150年の川を上ってまいりたいと思います。

まずは弁護士制度150年目です。1876年（明治9年）2月22日、代理人規則が公布され、免許代言人が誕生しました。これが日本における弁護士制度の始まりとされています。

実は、これに先立つ1872年（明治5年）8月3日には、近代的司法制度の整備を目的とした司法職務定制が制定されておりました。この司法職務定制により、全国に裁判所が設けられ検察官制度が新設されるとともに、後の弁護士にあたる「代言人」のほか、証書人（公証人に相当）、代書人（司法書士に相当）についても初めて規定されるなど、司法制度の近代化が進められました。

しかし、司法職務定制下では誰でも代言人になれました。それ故、当然のことながら代言人としてその職務を担う者の実情は、玉石混淆の弊害を免れませんでした。代言人規則の制定により、代言人制度は、試験に合格した者にのみ免許を与えるものへと整えられ、代言人の資質も向上し現在に至るプロフェッショナルとしての歩みを始めたとされています。

次に東京弁護士会150年についてです。代言人規則が1880年（明治13年）に改正されました。改正代言人規則において、地方裁判所本庁の管轄ごとに代言人組合を作ることと代言人の組合への強制加入が定めされました。同年6月29日、東京代言人組合の創立総会が84名の出席により開かれました。役員選挙の結果、元田直が会長に、星亨と目賀田種太郎が副会長に選出されました。

ちなみに、横浜代言人組合は同年6月27日、大阪組合代言人会は同年9月30日にそれぞれ創立されたとのことです。なお、東京代言人組合の組合規則が認許されたのは同年7月31日ではありましたが、当会では創立総会の開催日を以て「創立記念日」としております。

そして、「弁護士」の誕生です。

1893年（明治26年）2月25日、弁護士法（旧々弁護士法）が成立し、同年3月4日公布、同年5月1日の施行により「弁護士」という職名もスタートしました。東京代言人組合も東京弁護士会として改めて発足し、今日までの歩みを進めてきたというのが大きな流れです。

もとより、代言人規則も明治26年弁護士法も代言人・弁護士の管理統制を目的としたものでもありました。

日本国憲法に弁護士という職が明記され（憲法77条1項）、旧弁護士法の全部改正によって制定された弁護士法（1949年（昭和24年）9月1日施行）のもとで高度の弁護士自治を獲得するまでの困難な環境下でも、弁護士の職責を全うされるべく歩んでこられた先人に頭を垂れ、敬虔な気持ちで、新年のご挨拶とさせていただきます。

# NEW YEAR 2026